

平成14年2月14日

LPガス料金収納組合定款

(前文)

本組合は、現在、官公庁の認可を受けない任意団体である。がしかし、組合および組合員の責任と義務は、法人格のある事業協同組合となんら変わるものではない。さらに、ごく近い将来の法人格の取得を目指すためにも、ここに定款を定める。ただし任意団体は、法により利益を計上できないから、第23条、第50～56条の利益の処分にかかる条文は効力を停止し、出資金を除くすべての余剰金は、法人化の直前もしくは期末に、組合員の利用件数に応じて払い戻すものとする。

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の効率的な経済活動を支援し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、LPガス料金収納組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、日本国内全域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を宮崎県都城市鷹尾5丁目1-51に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の電磁的な掲示板(Webサイト)に掲示し、かつ、必要があるときは、プロパンブタンニュースに掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 『情報処理業者』と『コンビニ収納代行サービス業者』および『郵便局』に委託して、コンビニエンスストアでの支払いを希望するお客様のガス料金等のデータを取りまとめ、請求書を発行、送付し、コンビニエンスストアで支払われたガス料金等を取りまとめ、各組合員へ送金する業務。
- (2) 前(1)の業務を行うために、各組合員が顧客に送付すべき、ガス料金等の請求書のデータを取りまとめ、『コンビニ収納代行サービス業者』へ伝送する業務、および収納されたガス料金等のデータを組合員へ告知する業務。本業務については、『情報処理業者』に委託する。
- (3) 前(1)の業務を行うために、『コンビニ収納代行サービス業者』から払い込まれたガス料金等を、組合員ごとに振り分け、送金する業務。振り分け業務については別途『情報処理業者』に、送金については『郵便局』に委託する。
- (4) 各組合員から、(1)から(3)までの業務に対する手数料を集金し、各関連業者へ支払う業務。

手数料については、

請求書兼払い込み票の作成・送付	100円(税別)
コンビニ収納業務(支払いがあった場合のみ)	100円(税別)
送金(月3回)1回ごとに課金	30円

とし、インターネット上での各種登録、確認等には課金しない。

ただし、この手数料は二部料金制とし、請求と収納をあわせて1ヶ月に8件までは一律1000円とする。

(例：請求書送付5件、収納3件の場合1000円(税別)。請求書送付7件、収納4件の場合1300円(税別)。)

- (5) 前(1)から(4)までの業務のために構築したシステムを用いて、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。
- (6) 前各号の事業に附帯する事業。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 液化石油ガス販売事業者の登録をし、エルピーガスの販売を行っている事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。
- (3) 前号の事業者で組織する事業協同組合。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額を払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前8条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合に加入したものとみなす。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、通知の翌月末において脱退することができる。

2 前項の通知は、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間に亘って本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

2 理事会が必要と認めた場合には、総会における除名の審議に先立ち、当該組合員のコンビニエンス収納業務を停止させることができる。

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、その出資金のみを払いもどす。

(脱退者の顧客データの処分)

第15条 組合員が脱退したときは、出資金、手数料、収納料金等の精算を終えた翌月末に、組合にある当該組合員の全ての登録情報を消去する。

(使用料又は手数料)

第16条 本組合は、その行う事業について手数料を徴収することができる。

2 前項の手数料は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

ただし、コンビニ収納事業にかかる手数料については、

請求書兼払い込み票の作成・送付	100円（税別）
コンビニ収納業務（支払いがあった場合のみ）	100円（税別）
送金（月3回）1回ごとに課金	30円

とし、インターネット上での各種登録、確認等には課金しない。

なお、この手数料は二部料金制とし、請求と収納をあわせて1ヶ月に8件までは一律1000円とする。

（例：請求書送付5件、収納3件の場合1000円（税別）。請求書送付7件、収納4件の場合1300円（税別）。）

（経費の賦課）

第17条 賦課金は徴収しない。本組合は、出資金と手数料から各業者への支払いを差し引いた残りの資金のみで運営される。出資金をその行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充て、基本的には、組合員に追加経費を賦課しない。

2 新たに組合員に経費を賦課する場合は、その経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（届出）

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- （1）氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- （2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- （1）第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- （2）前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

（出資金の金額）

第20条 出資1口の金額は、1000円とする。

（出資の払込み）

第21条 出資は、初期登録費用の4000円を加え、合計5000円を、最寄りのコンビニエンスストアから一時に払い込むものとする。ただし、平成14年3月1日から4月30日までに申し込みのあった組合員は、加入促進のため、初期登録費用を1500円とし、合計2500円を払い込むものとする。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利12%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

(1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。

(2) 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 法定利益準備金、特別積立金、繰越利益及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。
第53条第2項ただし書の規定又は総会の決議により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、何円未満は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 6人

(2) 監事 2人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 3年または、第三回総会までの期間のいずれか短いほうとする。

(2) 監事 3年または、第三回総会までの期間のいずれか短いほうとする。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については1人以下

とし、監事については2人とも組合員であること。

(理事長及び専務理事の選任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない

(役員選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

- 2 総会の5日前までに、電磁的書面(電子メール)によって立候補した候補者に対する、組合員全員による投票によって決定する。
- 3 役員選挙は、電磁的書面(電子メール)による、単記式無記名投票によって行う。
- 4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 5 第4項の規定にかかわらず、役員選挙は、組合員の三分の二の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 6 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 7 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、電磁的書面(電子メール)によって回答した組合員の半数以上の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問の数は、最大3名とする。

(職員)

第33条 本組合に、会計等の職員を置くことができる。

2 職員の選任及び解任は、理事会において決する。

3 職員の数は、最大3名とする。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第34条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第35条 総会の招集は、電磁的掲示板(ホームページ)に掲示するとともに、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時を記載した、集計等が容易な書式の電磁的書面(電子メール)を各組合員に発してするものとする。

2 下記第40条の緊急事案の動議があった場合には、電磁的掲示板(ホームページ)に掲示するとともに、会日の3日前までに到達するように、緊急議案の内容を記載した集計等が容易な書式の電磁的書面(電子メール)を各組合員に発するものとする。

(議決権又は選挙権の行使)

第36条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的書面(電子メール)をもって議決権又は選挙権を行使する。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が電磁的書面を送付し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから、理事会が選任する。

(緊急議案)

第39条 総会の7日前までに、5名以上の組合員から連名で提案のあった議案について、電磁的掲示板(ホームページ)に掲示するとともに、集計等が容易な書式の電磁的書面(電子メール)を各組合員に発し、5日前までに返送された電磁的書面(電子メール)において、3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外

の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第40条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、理事会において必要と認める事項について、議決する。

(総会の議事録)

第41条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催の日時

(3) 組合員数及び電磁的書面(電子メール)による回答者数

(4) 議事の経過の要領

(5) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し会議の目的たる事項を記載した電磁的書面(電子メール)を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より10日以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第43条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第44条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第45条 理事は、やむを得ない理由があるときは、電磁的通信手段(チャット等)により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第46条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第47条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第42条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第48条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第49条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第50条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第53条及び第54条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第51条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第52条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第53条 本組合は、第7条第5項事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第54条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金

額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第51条の規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第55条 前条の配当は、総会の議決を経て、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第56条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(理事および職員退職給与)

第57条 本組合は、理事、職員に対する退職金、退職慰労金等は、これを支払わない。

第8章 委員会

(委員会)

第58条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第59条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第60条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。